2　前条第二項の規定は、施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書について準用する。この場合において、前条第二項中「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡」とあるのは「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡」と、同項各号中「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第二項」と読み替えるものとする。

3　法第三十七条の十一第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、同項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

第十八条の十一第一項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号中「第二十五条の十の二第六項」を「第二十五条の十の二第五項」に改め、同項第五号中「第三十七条の十一の三第二項」を「第三十七条の十一第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十一項」を「第二十五条の十の二第十項」に、「第九項」を「第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二十五条の十の二第十二項」を「第二十五条の十の二第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十五条の十の二第十二項第二号イ」を「第二十五条の十の二第十一項第二号イ」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二十五条の十の二第十二項第二号ニ」を「第二十五条の十の二第十一項第二号ニ」に改め、同項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十五条の十の二第十三項第二号」を「第二十五条の十の二第十二項第二号」に、「附則第二十九条」を「附則第二十九条第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に、「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に、「第十九項に」を「第十八項に」に改め、同号ハ中「第十九項第一号ハ」を「第十八項第一号ハ」に改め、同項第二号及び第三号中「第二十五条の十の二第十五項第十七号」を「第二十五条の十の二第十四項第十七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号イに」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号イに」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十四号イ」に改め、同項第二号中「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十六項」を「第二十五条の十の二第十五項」に改め、同項第一号及び第二号中「第二十五条の十の二第十六項」を「第二十五条の十の二第十五項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十五条の十の二第十六項後段」を「第二十五条の十の二第十五項後段」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第二十五条の十の二第十六項後段」を「第二十五条の十の二第十五項後段」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に改め、同号イ中「第十一項第一号イ」を「第十項第一号イ」に改め、同号ロ中「第二十五条の十の二第十五項第十三号」を「第二十五条の十の二第十四項第十三号」に改め、同号ハ中「第十一項第一号ハ」を「第十項第一号ハ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項第二号中「第二十五条の八第八項第二号」を「第二十五条の八第九項第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十の二第十七項」を「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第十八項」を「第十七項」に、「第二十五条の十の二第十七項」を「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項後段」を「同条第十項後段」に、「第十九項の」を「第十八項の」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「第十九項第一号」を「第十八項第一号」に、「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十五条の十の二第十四項第三号」に、「第二十五条の十の二第十五項第四号」を「第二十五条の十の二第十四項第四号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「第二十五条の十の二第十五項」を「第二十五条の十の二第十四項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「第十七項第三号」を「第十六項第三号」に、「第八項」を「第七項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「第二十五条の十の二第十七項」を「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「第二十一項第三号」を「第二十項第三号」に、「第八項」を「第七項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十五条の十の二第十八項」を「第二十五条の十の二第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十五項第三号」を「同条第十四項第三号」に、「第十七項第三号又は第二十一項第三号」を「第十六項第三号又は第二十項第三号」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「第二十一項第二号」を「同条第二十項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十五条の十の二第十九項」を「第二十五条の十の二第十八項」に、「同条第十三項第二号」を「同条第十二項第二号」に、「同条第二十六項第二号」を「同条第二十五項第二号」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十五条の十の二第二十一項第二号」を「第二十五条の十の二第二十項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」を「第二十五条の十の二第十四項第二十二号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第二十項」を「第二十五条の十の二第十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十五条の十の二第二十三項第一号」を「第二十五条の十の二第二十二項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第二十三項」を「第二十五条の十の二第二十二項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の二第二十一項各号」を「第二十五条の十の二第二十項各号」に改め、同項を同条第二十七項とする。